

# 商品概要のご説明

## 契約概要

「商品概要のご説明」は、商品に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。

### ●商品のしくみについて

「ファインセーブ」の正式名称は「無配当 解約払戻金抑制型定期保険」です。一定期間中、万一の場合の保障が確保できます。

#### 仕組図（歳満了）

ご契約年齢：40歳／保険期間・保険料払込期間：80歳満了  
保険金額1,000万円の場合

死亡・高度障害保険金額 **1,000万円**

▲40歳  
(ご契約)

▲80歳  
(満了)

#### 仕組図（年満了）

ご契約年齢：40歳／保険期間・保険料払込期間：10年満了  
保険金額1,000万円の場合

死亡・高度障害保険金額 **1,000万円** → 最長90歳まで  
自動更新

▲40歳  
(ご契約)

▲50歳  
(満了)

### ●保障内容について

- ・被保険者が死亡されたとき…死亡保険金をお支払いします。
- ・被保険者が約款所定の高度障害状態（両眼失明等）に該当されたとき…高度障害保険金をお支払いします。
- ※高度障害保険金をお支払いしたときは、その後に死亡された場合でも死亡保険金はお支払いいたしません。また死亡保険金をお支払いした後に、高度障害保険金の請求があった場合でも、高度障害保険金はお支払いいたしません。
- ※お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します。
- ※高度障害状態については「ご契約のしおり抜粋」の「別表3」をご確認ください。
- ※保険金等をお支払いできない場合についての概要は「特に重要な事項のお知らせ」（注意喚起情報）をご確認ください。

### ●保険期間・保険料払込期間について

- ・年満了：10年・15年・20年・25年・30年満了
- ・歳満了：60歳・65歳・70歳・75歳・80歳満了
- ※歳満了の場合、保険期間は被保険者が満了年齢になって初めて到来する年単位の契約当日の前日まで（契約当日が誕生日の場合は、満了年齢になる誕生日の前日まで）となります。また、最低10年間の保険期間が必要となります。

### ●ご契約の内容について

ご契約いただく保険金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法（月払・半年払・年払、払込経路＝口座振替・クレジットカード払）については申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

### ●保険料について

- ・ご契約の保険料は、ご契約の内容・性別・契約年齢・契約日（＝計算基準日）により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合等には保険料が異なる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・被保険者が、責任開始時以後に発生した約款所定の不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態（片眼失明・両耳聴力喪失等）に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。
- ※対象となる身体障害の状態については「ご契約のしおり抜粋」の「別表4」をご確認ください。
- ※保険料の払込みを免除しない場合についての概要は「特に重要な事項のお知らせ」（注意喚起情報）をご確認ください。

### ●ご契約の自動更新について

年満了でご契約の場合には、保険期間が満了する2週間前までにお申し出がない限り、そのときの健康状態にかかわらず、保険期間の満了日の翌日に、同一の保険期間・保険金額で90歳まで自動的に更新されます。その際、新たな告知書の提出等の手続は不要です。ただし、同一の保険期間で更新すると90歳をこえる場合には、90歳満了に変更して更新します。また更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢・保険料率により再計算します。

### ●解約払戻金について

この商品は解約払戻金をなくすことで保険料を抑制しています。そのため、保険契約を解約された場合でも、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

### ●特約について

この商品には次の特約を付加することができます（ただし「指定代理請求特約」は原則、付加されています）。

特約名称	保障内容・支払事由・支払額・給付限度等
リビング・ニーズ特約	◆リビング・ニーズ保険金：余命6か月以内と判断されたとき ・支払額…指定保険金額（死亡保険金額の範囲内で3,000万円以内）から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額
指定代理請求特約	被保険者が保険金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」（指定代理請求人）が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。また指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の①戸籍上の配偶者、②親または子、③兄弟姉妹の順位で代理請求を行うことができます。

※主契約が消滅したときには特約も消滅します。

※リビング・ニーズ保険金のお支払い後は、指定保険金額の保障は消滅します。

### ●配当金・満期保険金について

この商品に配当金・満期保険金はありません。

### ●その他の注意事項について

契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取扱いません。